

2. 三位一体の改革について

「三位一体の改革」について

1 これまでの経緯

- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」 (P4参照)
(平成15年6月27日閣議決定)
「平成18年度までの期間において、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。」
- 「平成16年度予算編成の基本方針」 (P4参照)
(平成15年12月5日閣議決定)
「国庫補助負担金については、「国庫補助負担金等整理合理化方針」の下、「重点項目」をはじめとして広範な検討を進め、1兆円を目指して廃止・縮減等を行う。」

2 改革の内容

- 三位一体の改革に関する政府・与党協議会了承 (P5参照)
(平成15年12月19日)
平成16年度における国庫補助負担金改革
【厚生労働省関係】
2. 150億円程度
(児童保護費等負担金 (公立保育所運営費)
市町村事務取扱交付金 (児童手当)
水道施設整備費補助 等)
- その他、公共投資関係費の縮減、奨励的補助金の縮減等を実施。

3 今後の対応

- 今国会に所要の法案を提出する予定。(P12参照)
- 平成17年度に向けて、生活保護費負担金をはじめとして更に検討を進める。
(参考)
三位一体の改革に関する政府・与党協議会了承
(平成15年12月19日)
生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。
- あわせて、事務事業の在り方の見直しについても取り組む。(P13参照)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

<抜粋>

第2部 構造改革への具体的な取組

6. 「国と地方」の改革

(2) 三位一体の改革の具体的な改革工程

① 国庫補助負担金の改革

地方の権限と責任を大幅に拡大するとともに、国・地方を通じた行政のスリム化を図る観点から、「自助と自律」にふさわしい国と地方の役割分担に応じた事務事業及び国庫補助負担金のあり方の抜本的な見直しを行う。

このため、「改革と展望」の期間（当初策定時の期間で平成18年度までをいう。以下、「6.『国と地方』の改革」において同じ。）において、別紙2の「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。その際、国・地方を通じた行財政の効率化・合理化を強力に進めることにより、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革する。

平成16年度予算編成の基本方針

<抜粋>

Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進

7 地方財政

(三位一体の改革)

「三位一体の改革」については、「改革と展望」の期間中（平成18年度まで）に、国庫補助負担金について概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行い、地方交付税の財源保障機能全般を見直して縮小するとともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについて、基幹税の充実を基本に税源移譲を行うこととしており、経済財政諮問会議を中心に議論を進め、「基本方針2003」を踏まえ、これらの改革工程を早期に具体化するよう取り組む。平成16年度予算においても、平成15年度予算における取組の上に立って、今後3年間の取組の初年度にふさわしい成果を上げるよう、政府一丸となって以下に取り組む。

国庫補助負担金については、「国庫補助負担金等整理合理化方針」の下、「重点項目」をはじめとして広範な検討を進め、1兆円を目指して廃止・縮減等を行う。

三位一体の改革について

平成15年12月19日
三位一体の改革に関する
政府・与党協議会

三位一体の改革については、平成16年度においては以下のとおり進める。

- (1) 国庫補助負担金の改革について
- (2) 税源移譲について
- (3) 地方交付税の改革について

(1) 国庫補助負担金の改革について

平成16年度国庫補助負担金の改革について

平成15年12月12日

政府・与党

1. 平成16年度予算において、地方向け国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を行う(別紙1)。なお、義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当に係る取扱いについては、暫定的な措置とする。
2. 平成16年度税制改正において、4,249億円(平年度ベース)の地方への税源移譲を行う(別紙2)。
3. 義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当に係る所要額については、平成16年度予算において10分の10全額(2,300億円程度)を地方団体への特例的な交付金として交付する(別紙2)。
4. 以上の詳細については、今後の予算編成及び税制改正を通じて調整する。

平成16年度における国庫補助負担金改革

I. 「基本方針2003」等に基づく廃止・縮減等の改革

1. 「基本方針2003」の改革工程による重点項目の改革
2. 奨励的補助金の5%削減など概算要求基準による削減目標

II. 「1兆円」を目指した更なる取り組み

	取組み状況	概 要
内閣本府	60億円程度	交通事故相談所交付金、地域防災拠点施設整備モデル事業費補助金 等
総務省	20億円程度	消防防災設備整備費補助金、公営地下高速鉄道事業助成金 等
文部科学省	190億円程度	教員研修事業費等補助金（初任者研修）、地域・家庭教育力活性化推進費補助金（学習拠点施設情報化等推進事業） 等 ※ 義務教育費国庫負担金に係る退職手当・児童手当（約2,300億円）の見直しは、上記Iに含まれる。
厚生労働省	2,150億円程度	児童保護費等負担金（公立保育所運営費）、市町村事務取扱交付金（児童手当）、水道施設整備費補助 等
農林水産省	440億円程度	農業集落排水事業費補助、農道整備事業費補助、水産物供給基盤整備事業費補助、中山間地域等直接支払交付金 等
経済産業省	90億円程度	地域再生産業集積対策事業費補助金、新事業施設整備費補助金 等
国土交通省	2,210億円程度	河川改修費補助、地方道改修費補助、下水道事業費補助、公営住宅建設費等補助、港湾改修費補助 等 ※ 公共事業関係補助金の見直し（約1,040億円）が上記Iに含まれるほか、別途、まちづくり交付金（約1,300億円）を創設。
環境省	90億円程度	廃棄物処理施設整備費補助、地域環境総合計画策定事業費補助金 等

平成16年度における地方への税源移譲額等

1. 地方への税源移譲額 (平年度ベース) 4,249億円(1)

(1) 平成15年度の補助金改革において、地方に事業が残るとされたものに
係る財源補てん措置のうち、国負担とされたものの額

2,051億円

(2) 平成16年度の補助金改革において、地方に事業が残るとされたもの
について、事務・事業の効率化を図った上での所要額

2,198億円

2. 地方への暫定的財源措置 (つなぎ措置) ⇒ 将来の税源移譲対象

義務教育費国庫負担金 (退職手当・児童手当) 2,309億円(2)

合計(1)+(2)	6,558億円
-----------	---------

文部科学省関係

- 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- 退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。
※ 税源移譲予定交付金は、人口等で地方団体に配分する。
- 学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る。

厚生労働省関係

- 公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化する。

※ 公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする。
- 生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

(2) 税源移譲について

税源移譲については、平成16年度税制改正大綱（平成15年12月17日 自由民主党・公明党）に基づき、次のとおり実施する。

(1) 平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施することとし、それまでの間の暫定措置として、平成16年度において、所得税の一部を用途を限定しない一般財源として地方へ譲与する所得譲与税を創設する。

(2) 所得譲与税による平成16年度の税源移譲額は4,249億円とし、人口を基準として都道府県及び市町村（特別区を含む。）へ譲与する。

(3) 地方交付税の改革について

1 交付税総額の抑制

次のような地方歳出の抑制を行い、地方交付税の総額を16.9兆円（対前年度△1.2兆円、△6.5%）に抑制する。

- ① 投資的経費（単独）の大幅縮減
- ② 地方公務員数を、地方警察官の増員を織り込んだ上で、1万人純減。

(※) 一般会計からの繰入も15.4兆円（対前年度比△1.0兆円、△6.1%）に抑制

2 算定の改革

交付税の算定について、引き続き簡素化・中立化を進めるとともに、効率的な行財政運営を促すよう見直していくこと。

予定される法律改正事項

○児童福祉法

- ・ 都道府県及び市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、国の負担を廃止する。
 - ・ 市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、都道府県の負担を廃止する。
- ※ 地方公共団体以外が設置する保育所における保育の実施に要する費用については、従前どおり、国及び都道府県が負担。

○介護保険法

- ・ 市町村における要介護認定に係る事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止する。

○国民健康保険法

- ・ 市町村における介護納付金（介護保険の2号被保険者の保険料）の納付に関する事務の執行に要する費用について、国の負担を廃止する。

○児童扶養手当法

- ・ 都道府県及び市町村が支給する児童扶養手当に関する事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止する。

○児童手当法

- ・ 市町村が支給する児童手当に関する事務の処理に必要な費用について、国からの交付を廃止する。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003

<抜粋>

(別紙2)

国庫補助負担金等整理合理化方針

2 重点項目の改革工程

事務事業及び国庫補助負担金の在り方の見直しに関する「改革と展望」の期間中における重点項目の改革工程は、以下のとおりである。

【社会保障】

○ 新しい児童育成のための体制の整備

- ① 近年の社会構造・就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の設置を可能とする。
- ② 児童の教育・保育に従事する者は、当分の間、それぞれの資格を認めることとしつつ、将来的に幼稚園教諭と保育士の双方の資格を併せ持つことを要することとし、当面、双方の資格が取得しやすいような方策を講ずる。
- ③ ①及び②の実現に向けて、関係省庁において平成18年度までに検討するとともに、関連する負担金の一般財源化など国と地方の負担の在り方について、地方公共団体の意見を踏まえ、上の検討と並行して検討を進め、必要な措置を講ずる。

○ 保健所長医師資格要件の廃止

保健所長の医師資格要件については、地方の自主性の拡大の観点に立って検討会で検討を進め、平成15年度中に結論を得る。

○ 保険制度、サービス水準の見直し

増大する社会保障分野の補助負担金の抑制等に向けて、医療制度において、公的医療費の伸びの抑制等に取り組むとともに、介護保険制度を持続可能なものとするため、法施行後5年を目途とした見直しとして、給付と負担の見直し等に取り組むほか、生活保護その他福祉の各分野においても、制度、執行の両面から各種の改革を推進する。

介護保険事務費交付金については、一般財源化に向けて、地方公共団体における要介護認定に係る事務の定着状況や、地方公共団体の意見を十分に踏まえて検討し、必要な措置を講ずる。